

# 国民年金だより

お知らせ  
11月は  
「ねんきん月間」です

社会保険庁では毎年11月6日(金)〜12日(木)を「年金週間」と定め、皆さんに年金制度について正しく理解していただけるよう広報を行います。

「ねんきん月間」は、国民の一人ひとりが、年金を身近で大切なものとして考え、公的年金制度の意義や役割を正しく認識し、年金行政についての理解と信頼を深めていただくことにより、一人ひとりに年金制度への参画意識を持っていただくことを目的としています。年金加入記録の提供や年金相談等のサービス提供の充実を図るとともに国民の年金権を確保するために公的年金制度の加入意義や保険料の納付義務について理解を求め、国民年金保険料の収納対策を推進するものです。

公的年金制度は「世代と世代の支えあい」で成り立っています。本人の納めた保険料

分だけでは、とても現在の受給者の年金額を賄いきれません。(高知県の現在の国民年金受給権者数は約21万人、年金額は約1,300億円)年金は、現役世代の納める保険料が今の高齢者を支え、いず

れは現役世代も今の子どもたちの世代に支えてもらうこととなります。

この機会に、年金を身近で大切なものとして、見直してみませんか。

お知らせ  
社会保険料 (国民年金保険料) 控除証明書が発行されます

国民年金保険料は、税の申告において納めた全額が社会保険料控除の対象となりますが、年末調整や確定申告で国民年金保険料を申告する際には、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。そのため、国民年金保険料を納付された皆様に、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」をお送りしますので、年末調整や確定申告を行う時までに大切に保管してください。なお、世帯主がその扶養家

族の国民年金保険料を納付した場合等は、納付した方が申告することができません。

お届け時期は、平成21年1月から9月末日までに納付された方は、11月上旬、10月1日から12月末日までに今年初めに納付された方は平成22年2月上旬となっています。

※証明書及び領収証書を紛失された場合は、左記までご相談ください。

お問い合わせ  
高知西社会保険事務所  
☎ 875-1717

お知らせ  
高齢年金受給者の皆さんへ：  
扶養親族等申告書の提出をお忘れなく

高齢又は退職を支給事由とする老齢年金は、所得税法により「雑所得」として所得税がかかりますが、この所得税を計算する際の各種控除を受けるために対象となる年金受給者に対しては、毎年10月下旬に「扶養親族等申告書」が社会保険業務センター(及び厚生年金基金・各共済組合)から送付されてきます。この申告書を12月初旬の提出期限

までに提出すると、翌年に支払われる年金から、公的年金控除、配偶者控除などの各種控除が適用された上で源泉徴収が行われます。ただし、年金以外に収入がある場合は、確定申告が必要です。

なお、年金額が108万円(65歳以上の方は158万円)未満の方には、非課税のため送られません。

相談  
毎週日曜日に相談窓口  
相を開設しています!

高知県立消費生活センターでは、消費者庁の設置に伴い、9月から毎週日曜日に相談窓口を開設しています。お気軽にご相談ください。

日時  
毎週日曜日9時〜16時45分  
場所  
高知県立消費生活センター  
(高知市旭町3-115) ouchi男女共同参画センター「ソール」2階

相談方法  
来所又は電話(088-824-0999)で受け付けます。

お知らせ

平成21年度無料調停  
相談会を開催します

調停は裁判所で行われ、皆さんが民事や家事の紛争で困ったときに、手軽に、早く、安く活用できる制度です。また、話し合いによる解決を基本としており、公開ではなくプライバシーが守られ、しかも調停が成立すれば確定判決と同一の効力があります。相談会には是非お越しください。

内容  
(1)民事問題：交通事故、金銭貸借、土地・建物、公害等  
(2)家事問題：離婚、財産分与、子どもの親権、相続、扶養等  
※調停制度を活用する方法について相談に応じます。

日時  
11月20日(金)  
9時30分〜16時30分  
場所  
高知市九反田2番1号  
高知市文化プラザかるぼ1と2階 小ホール  
☎ 883-5011 (予約不要)

相談担当者 民事・家事調停委員15名(弁護士調停委員4名含む)  
主催 高知調停協会  
後援 高知地方裁判所  
高知家庭裁判所  
問い合わせ  
毎週 月・水・金曜日  
9時〜16時

高知調停協会連合会事務局  
(高知家庭裁判所内)  
☎ 822-10340  
内線1333  
直通 ☎ 872-17884